

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月21日

(契約責任者) 中日本高速道路株式会社名古屋支社長 猪熊 康夫

◎調達機関番号 418 ◎所在地番号 23

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 新名神高速道路 野登トンネル東工事

(3) 工事場所 自) 三重県鈴鹿市大久保
至) 三重県鈴鹿市西庄内

(4) 工事内容

本工事は、トンネル掘削工事1ヶ所を含む延長約4,790m(土工量約140万 m^3 を含む)の土木工事である。

(5) 工事概算数量

延長 約4,790m

土工量 約140万 m^3 (うちトンネルずり量約29万 m^3)

溝渠工 C-BOX 8基

橋台・橋脚 8基

(6) 工期 契約締結の翌日から1,410日間

(7) 使用する資機材

コンクリート 約71,000 m^3

鉄筋 約1,900t

ロックボルト 約40,000本

鋼アーチ支保工 約3,100基

(8) 本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。技術提案とは、管理手法・体制、品質管理、安全管理、環境対策を含む施工計画(以下「施工計画」という。)をいう。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目すべてを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書および設計図書で示したものをいう。ただしコンクリートに関しては硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での混和剤等の提案は可能とするが、場所打ちコンクリートをプレキャストにする提案等は不可とする。

- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式(受託工事に関わる部分は除く。詳細は入札説明書を参照)の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
- (10) 本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (11) 本工事は、本工事を構成する工事材料の一部(以下「コストオン対象資材」という。)について、中日本高速道路株式会社が別に決定する調達先及び調達価格を本工事の契約条件の一部とする発注方式(以下「コストオン方式」という。)の試行工事である。この方式は、コストオン対象資材の調達先と当社の間で直接売買契約を締結するものではない。
- (12) 本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 中日本高速道路株式会社契約規則(平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。)第11条の規定に該当しない者であること。

(2) ①【単体の場合】

土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,620点以上の土木工事を有している者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,620点以上(土木工事)であること。)

②【特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合】

土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者の2者又は3者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす2者又は3者で構成された特定建設工事共同企業体。

- (4) 平成14年度以降に元請けとしてしゅん功した、次に掲げるア)及びイ)の工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。特定

建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。

①単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

ア）NATM工法により施工した設計内空断面積が50㎡以上で延長1.4km以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

イ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が110万㎡以上ある道路土工工事

②特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

ア）NATM工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.7km以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

イ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が55万㎡以上ある道路土工工事

(5) 次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

① 専任の主任（監理）技術者が、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

- ・ トンネル工に係る工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動している期間。
- ・ 切盛土工に係る工事の経験を有する技術者は切盛土工が稼動している期間。

② 配置予定技術者の工事経験

現場代理人、主任（監理）技術者のうち1名以上が、平成14年度以降に元請けとしてしゅん功した、次に掲げるア）及びイ）の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。

トンネル工

ア）NATM工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.7km以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

切盛土工

イ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が55万㎡以上ある道路土工工事

③ 専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・

調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域1」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

(7) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④各構成員の出資比率は2社で構成される場合にあつては30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 施工計画の内容が著しく不相当でない者。なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

3 施工技術競争型総合評価方式に関する事項

(1) 施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月9日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内に入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。

(2) 技術提案及び入札書の提出

申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

(3) 技術提案に関する事項

技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

提案書が所定の枚数を超過している場合、提案書の本文1行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または1ページあたりの行数が42行を超えている場合は「可」と評価する。また、評価項目①～③及び④のうち（ア）に関する提案は、それぞれ最大5提案まで、評価項目④

のうち（イ）に関する提案は最大2提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超過している場合はその評価項目に関する提案はすべて「可」と評価する。

1) 施工計画（技術提案にあつては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目すべてを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書および設計図書で示したものをいう。ただしコンクリートに関しては硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での混和剤等の提案は可能とするが、場所打ちコンクリートをプレキャストにする提案等は不可とする。）

①管理体制・手法

②品質管理

③安全管理

④環境対策

（4）技術提案の評価項目及び評価指標

技術提案の評価項目及び評価指標は下記のとおりとする。

1) 施工計画

評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。

①管理体制・手法

「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制と具体的な取組（評価項目②～④に関する提案は除く）

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

②品質管理

コールドジョイント対策、空洞防止対策、打継目、養生に着目したトンネル覆工コンクリートの品質向上に資する施工方法

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

③安全管理

（ア）土運搬における用地内工事用道路、交差道路の通行人、通行車両に対する更なる安全対策

（イ）断層破碎帯を含む軟弱な地山におけるトンネル掘削作業に対する更なる安全対策

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

④環境対策

（ア）周辺茶畑等の耕作地及び民家・学校に対する工事中の更なる粉塵対策

（イ）地球温暖化防止対策の推進を目的として、野登トンネルずり搬出（坑内切羽～野登トンネル東坑口盛土場・鈴鹿PA盛土場）に使用するダンプトラック及び盛土を施工するために必要となる、敷均し、締固め施工機械のCO₂削減に寄与する改善等の提案

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優

一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

良上

「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

良

一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

良下

「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

可

一般的事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

不可

一般的事項の基準を満たしていない内容のもの。

※一般的事項とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の記載内容をいう。

(5) 技術評価点の付与方法

技術提案の評価項目及び技術評価点の付与方法は下記のとおりとする。

1) 施工計画

①管理体制・手法

「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制と具体的な取組（評価項目②～④に関する提案は除く）

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下5点・可0点・不可（不適合）

②品質管理

コールドジョイント対策、空洞防止対策、打継目、養生に着目したトンネル覆工コンクリートの品質向上に資する施工方法

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下5点・可0点・不可（不適合）

③安全管理

(ア) 土運搬における用地内工事用道路、交差道路の通行人、通行車両に対する更なる安全対策

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下5点・可0点・不可（不適合）

(イ) 断層破碎帯を含む軟弱な地山におけるトンネル掘削作業に対する更なる安全対策

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（10点）優10点・良上7.5点・良5点・良下2.5点・可0点・不可（不適格）

④環境対策

（ア）周辺茶畑等の耕作地及び民家・学校に対する工事中の更なる粉塵対策

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下5点・可0点・不可（不適格）

（イ）地球温暖化防止対策の推進を目的として、野登トンネルずり搬出（坑内切羽～野登トンネル東坑口盛土場・鈴鹿PA盛土場）に使用するダンプトラック及び盛土を施工するために必要となる、敷均し、締固め施工機械のCO₂削減に寄与する改善等の提案

評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。

・技術評価点（10点）優10点・良上7.5点・良5点・良下2.5点・可0点・不可（不適格）

（6）入札参加者の選定方法

技術提案の施工計画の内容により、満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定する。

（7）落札者の決定方法

競争参加応募者に技術提案を提出していただき、技術提案中の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 技術評価点：標準案による満点100点

とし、3（5）による。

② 価格評価点：0 $(0 \leq P < 0.5L)$

$((P/L \times 100) - 50) / (X/L - 0.5)$ $(0.5L \leq P < S)$

$100 - 200(P/L - X/L)$ $(S \leq P \leq 1.0L)$

ここに、P：入札書に記載の価格（入札価格）

L：契約制限価格

X：調査基準価格以上の最低入札価格

S：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合はX/LをS/Lとする。

③ 総合評価点：技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5

上記において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（8）契約金額の決定方法

落札者の提示した入札価格に対して、技術提案（施工計画）の対象外の範囲について技術提案協議を行い、技術提案協議完了後の価格を契約金額とする。

（9）技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、技術提案を履行できない場合は、その程度により請負工事成績表定点を最大10点減点及び契約書第45条の3による請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講じる場合がある。

4 コストオン方式に関する事項

本工事におけるコストオン方式について以下に示す。

(1) コストオン対象資材

本工事におけるコストオン対象資材は、「トンネル吹付け用セメント」とし、規格・数量・価格等は、入札説明書及び特記仕様書のとおりとする。

(2) 三者協定及び資材等売買契約の締結

①工事請負契約締結後、中日本高速道路株式会社、本工事の請負人（以下「工事会社」という。）及びコストオン対象資材の調達先（以下「納品会社」という。）の三者間でコストオン対象資材に関する協定を締結するものとする。〔三者協定書〕

②協定締結後、三者協定に基づき、工事会社及び納品会社の二社間でコストオン対象資材に関する売買契約を締結するものとする。〔資材等売買契約書〕

③資材等売買締結後、速やかにその写しを中日本高速道路株式会社へ提出するものとする。

④三者協定書及び資材等売買契約書は、それぞれ入札説明書に添付のとおりとする。

(3) コストオン対象資材に係る総括管理・施工

①コストオン対象資材に係る施工は、コストオン対象資材以外の施工と同様、工事会社が統括して行う。

②ただし、コストオン対象資材に関して、中日本高速道路株式会社と納品会社の履行協定に係る事項及び三者協定書に特段の定めのある事項を除く。

(4) その他コストオン対象資材に係る事項

コストオン対象資材に係る事項は、三者協定書及び資材等売買契約書の記載に従うものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-18-19

中日本高速道路株式会社 名古屋支社

総務企画部 契約チーム

電話052-222-1447

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成24年5月21日（月）から平成24年7月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

② 交付場所：上記5（1）に同じ。

③ 交付方法：入札説明書及び契約書類、図面、仕様書等の設計図書はCD-Rにより無償で交付する。

(3) 申請書、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

① 期 間：平成24年5月21日（月）から平成24年7月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。ただし、入札書に限定した

扱いとして平成24年7月30日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時までとする。

- ② 場 所：上記5（1）に同じ。
- ③ 方 法：持参すること。入札書については5（1）に記載する部署への郵送も可（提出期限までに必着のこと。）

（4） 技術提案のプレゼンテーション

技術提案のプレゼンテーションを下記の要領で実施する。

- ①時 期：平成24年8月3日（金）～平成24年8月17日（金）のいずれかを予定
- ②方 法：技術提案の内容説明（20分以内）後に質疑応答（10分程度）を行う。
- ③その他：申請者別のプレゼンテーション日時及び場所は追って通知する。

（5） 開札の日時及び場所

①開札日時：平成24年9月25日（火）午前10時

②場 所：上記5（1）の中日本高速道路株式会社名古屋支社8階 入札室

ただし、すべての競争参加者において競争参加資格があると認められかつ、競争参加資格のあるすべてが入札参加者として選定された場合についての開札の日時については下記に示すとおり。

・開札日時：平成24年9月6日（木）午前10時

6 その他

（1） 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 入札保証金及び契約保証金

- ①入札保証金 免除
- ②契約保証金 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（3） 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4） 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記2（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であること発注者が承認した者を配置しなければならない。

（5） 申請書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（6） 提出された競争参加資格確認資料は、原則として返却しない。

- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 不落後の特命契約の有無 無
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 技術提案のプレゼンテーションを実施する。詳細は入札説明書による。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5（1）に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
 上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記5（3）により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (14) 「調査基準価格」を下回る入札を行った者
 「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
 入札価格が、調査重点価格以上調査基準価格未満の場合は、当該企業に係る経営状況の確認以外の低入札価格調査は省略する。
- (15) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
- (16) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of the contract of the procuring entity :Yasuo Inokuma,
 Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the New Meishin Expressway
 Nonobori tunnel Higashi
- (4) Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :4:00P.M. 17 July 2012
- (5) Due date for the submission of tenders : 10:00 A.M. 25 September 2012. Provided that all participants are chosen as for tenders, Due date for the submission of tenders : 10:00 A.M. 6 September 2012.
- (6) The language used for application and inquiry shall be Japanese
- (7) Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
 2-18-19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460-0003 Tel. 052-222-1447